

深浦町公民館ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）
運用ポリシー

（目的）

第1条 この運用ポリシーは、深浦町公民館（以下、「当館」という。）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）を運営するに当たり、基本的な考え方を示し、内容の充実と適正な運用を図ることを目的とするものです。

（位置付け）

第2条 『第4次深浦町中期社会教育計画6頁（2）成人—目標「町民の主体的な学習の推進」』における「①行事（事業・イベント）や学習活動などへの参加意欲の高揚を図る（PRの徹底）」についての情報発信を行うツールのひとつとして位置付ける。特に、当館及び分館が行うイベント・講座等を、町民をはじめ、他の自治体に暮らす人に対し発信するものとします。

（対象施設）

第3条 この運用ポリシーの対象は、当館、大戸瀬分館、岩崎分館の全3館とします。

（用語の定義）

第4条 この運用ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：
インターネットコミュニティサイトで、パソコン・スマートフォン・タブレット端末などを使い、無料で写真及び短時間動画を共有する手段をいいます。
- (2) アカウント：
SNSを利用するために取得した権利及びユーザー名をいいます。
- (3) コメント：
SNSに意見等を投稿することをいいます。
- (4) いいね！：
SNSの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいいます。
- (5) ユーザー：
SNSを利用し、投稿や閲覧、返信、情報拡散などを行う者。

（運営に関する基本情報）

第5条 運営に関する基本情報は、別表のとおりとします。

（発信する情報）

第6条 深浦町公民館（公式）アカウント（以下、「当アカウント」という。）は、各館の事業や講座及びそれらの関連情報を発信します。

(コメントに対する返信や「いいね！」等への対応)

第7条 当アカウントの投稿に対するコメントは、今後の当館運営の参考とします。ただし、コメントに対する個別の返信や「いいね!」、フォロー等について義務を負うものではなく、また、次に掲げる内容を含むコメントについては、投稿者に断りなく、非表示・削除・拒否する場合があります。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 違法又は反社会的な内容
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (4) 町若しくは他の第三者を誹謗又は中傷し、名誉若しくは信用を傷つける内容
- (5) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (6) その他アカウント運営者が不適切と判断した内容

(著作権等の帰属)

第8条 当アカウントに掲載している情報(文章・写真・画像等)に係る著作権等の知的財産権は、当アカウント運営者又は当アカウント運営者以外の原権利者(著作権、知的所有権、特許権など有する者)に帰属します。

(投稿する時間帯)

第9条 当アカウントの投稿を行う時間は、平日午前8時30分から午後5時(年末年始を除く。)までとします。ただし、それ以外の日時においても、必要性が認められる場合は投稿できるものとします。

(当アカウントの閉鎖)

第10条 当アカウントが必要と認めた場合、アカウントを一時閉鎖又は閉鎖することが出来る。

(免責事項)

第11条 次の各号の項目を免責事項とします。

- (1) 当アカウントの掲載情報については細心の注意を払って行っていますが、情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。
- (2) 当館は、ユーザーが当アカウントの掲載情報を利用又は信頼したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 当館は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負いません。
- (4) 当館は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 当館は、上記(1)~(4)のほか、当ページに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(掲載内容の制限)

第12条 次のいずれかに該当するものは掲載しないものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に反しているもの
- (2) 町の名誉を傷つけるものや町の信用を損なうもの
- (3) 個人・団体などを中傷する内容を含むもの
- (4) 政治、宗教、選挙などの活動内容を含むもの
- (5) 営利を目的とするもの（但し、観光、文化振興、バナー広告など、町として掲載することが適当と認められるものを除く）
- (6) 著作権、知的所有権、肖像権などを侵害するもの
- (7) その他公共性、中立性、品位を損なうおそれがあるもの

(基本情報へのアクセス)

第13条 ユーザーが当アカウントをフォローや投稿への返信、「いいね!」、その他投稿閲覧をしたことが分かる行為をした場合は、この基準に同意したものとみなし、ユーザーが公開しているユーザーの名前、プロフィール写真、性別、ネットワーク、ユーザーID、友達リストなど、公開されているアカウントやプロフィール情報への当アカウントからのアクセスを許諾したものとみなします。

(運用ポリシーの変更)

第14条 運用ポリシーは、ユーザーへの予告なしに変更を行う場合があります。

(問い合わせ先)

第15条 掲載内容に関しては、原則として本館に問い合わせるものとしますが、公民館分館、公民館利用者から問い合わせ先を指定された場合はこの限りではなく、各担当者が掲載内容に対し応じるものとします。

(準拠法)

第16条 この基準は日本法に準拠するものです。

附 則

この運用ポリシーは、令和7年5月22日から施行する。

別表（第5条関係）

利用施設	アカウント ID	ユーザー名	運営者
深浦町公民館	fukaura_kouminkan	深浦町公民館	深浦町公民館